

# 第5回西知多医療厚生組合議会臨時会

## 会 議 録

令和元年（2019年）12月23日

西知多医療厚生組合議会

## 令和元年第5回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録目次

会議録署名議員の指名 .....	4
会期の決定について .....	4
諸般の報告について .....	5
西知多医療厚生組合一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部改正に ついて .....	5
西知多医療厚生組合職員の給与に関する 条例の一部改正について .....	6

## 令和元年第5回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 令和元年（2019年）12月23日 午後1時30分
- 2 招集場所 西知多医療厚生組合議場
- 3 応招議員（14人）

1番 早川直久	8番 伊藤清一郎
2番 蔵満秀規	9番 泉 清秀
3番 田中雅章	10番 林 正則
4番 北川明夫	11番 古俣泰浩
5番 川崎 一	12番 渡邊真弓
6番 工藤政明	13番 夏目 豊
7番 井上純一	14番 竹内慎治
- 4 不応招議員 なし
- 5 開閉の日時  
開会 令和元年（2019年）12月23日 午後1時30分  
閉会 令和元年（2019年）12月23日 午後1時45分

第1日 (12月23日)

1 出席議員 (14人)

1番	早川直久	8番	伊藤清一郎
2番	蔵満秀規	9番	泉清秀
3番	田中雅章	10番	林正則
4番	北川明夫	11番	古俣泰浩
5番	川崎一	12番	渡邊眞弓
6番	工藤政明	13番	夏目豊
7番	井上純一	14番	竹内慎治

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	宮島壽男	副管理者	鈴木淳雄
副管理者	鈴木希明	副管理者	佐治錦三
[総務部]			
総務部長	前田達郎	総務課長兼 衛生センター所長	佐々木美喜子
建設課長	浅井紀克		
[公立西知多総合病院]			
公立西知多総合病院長	浅野昌彦	病院事務局長	後藤輝夫
管理課長	阿知波晋	管理課課長兼 経営戦略室長	杉山誠一
管理課課長兼 人事管理室長	和田真貴	医事課課長兼 地域医療連携室長	守山直宏
医事課課長兼 健診センター課長	澤田和典	医療情報課長	山田淳一郎
医療情報課統括主幹兼 診療情報管理室長	小林智里		

[看護専門学校]

看護専門学校長 竹内晴子 庶務課長 中田昭夫

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

健康福祉監 天木倫子 清掃センター所長 小島康弘

[知多市]

健康部長 平岩資久 環境経済部長 早川毅

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局長 竹内忍 書記 牧野達弘

書記 岡由里子

6 議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	25	西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
5	26	西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(12月23日 午後1時30分 開会)

議長（早川直久）

本日は、御多忙の中、御参集いただき、大変、御苦労さまでございます。

現在の出席議員は14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、令和元年第5回西知多医療厚生組合議会臨時会を開会いたします。会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者（宮島壽男）

議長のお許しを得ましたので、開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和元年第5回西知多医療厚生組合議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」初め2件の議案でございます。何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（早川直久）

ありがとうございます。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

議長（早川直久）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、7番井上純一議員、9番泉清秀議員を指名いたします。

---

議長（早川直久）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定しました。

---

議長（早川直久）

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、令和元年9月分の例月出納検査結果報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

---

議長（早川直久）

日程第4、議案第25号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（前田達郎）

ただいま上程されました議案第25号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合の引き上げ等をするため、改正するものでございます。なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第25号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」の詳細につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。

本改正条例は、改正内容の実施を2段階に分けて行うため、2条建てにより施行期日を分けて改正するものでございます。

第1条関係は令和元年度実施分で、第7条の改正は、特定任期付職員の給料月額の引き上げで、1号給を1,000円引き上げるものでございます。

第9条の改正は、期末手当の引き上げで、12月の期末手当の支給率を0.05月分引き上げるものでございます。

参考資料の2ページをお願いします。

第2条関係は令和2年度以降実施分で、第9条の改正は期末手当の改定で、第1条関係により改正した12月の期末手当の引き上げ分を、2年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。

附則第1項は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するもの、ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、給料月額引き上げ及び期末手当引き上げについては平成31年4月1日から遡って適用するとしたもの、附則第3項は、給与の内払規定について定めたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第25号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（早川直久）

日程第5、議案第26号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（前田達郎）

ただいま上程されました、議案第26号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、給料月額及び



勤勉手当の支給割合の引き上げ等並びに住居手当の改定等をするため、改正するものでございます。なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第26号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の詳細につきましては、御説明申し上げます。

令和元年8月7日に公表されました令和元年人事院勧告において、民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるとともに、勤勉手当の0.05月分の引き上げや住居手当の支給となる家賃額の下限を引き上げ、その原資を用いて手当額の上限を引き上げるなどを内容とする勧告があり、国家公務員につきましては勧告のとおり法の整備がされ、令和元年11月22日に公布されております。

本組合においても、これらの状況を考慮し、所要の改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、議案末尾の方に添付してございます参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。

本改正条例は、改正内容の実施を2段階に分けて行うため、2条建てにより施行期日を分けて改正するものでございます。

まず1ページ目の第1条関係は令和元年度実施分で、第21条の改正は、勤勉手当の引き上げで、12月に支給する勤勉手当の率について、0.05月分引き上げるものです。

条例別表の給料表の改正につきましては、新旧対照表への記載を省略し、概略を一覧表で表示してございますが、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるもので、一般会計及び特別会計の職員全体で、平均169円、率にして0.05パーセントの引き上げ、また、表にはございませんが、病院事業につきましては、行政職及び医療職を合わせた職員全体で、平均658円、率にして0.22パーセントの引き上げとなります。

その内訳として、事務職が平均571円、率にして0.2パーセントの引き上げ、技能労務職が平均600円、0.23パーセントの引き上げ、医師が平均154円、0.03パーセントの引き上げ、医療技術職が平均485円、0.17パーセントの引き上げ、看護師等が平均805円、0.29パーセントの引き上げとなるもので、いずれも、若年層の職員が多い職種に影響が出ているものでございます。

2ページをお願いします。

第2条関係は、令和2年度以降の実施分でございます。

第14条の改正は、住居手当の引き上げで、支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、これにより生ずる原資を用いて、手当額の上限を1,000円引き上げるものです。

3ページをお願いします。

第21条の改正は、第1条関係により改正した12月の勤勉手当の引き上げ分を、令和2年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。

附則第1項は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するもの、ただし、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、第1条関係の改正による適用区分で、平成31年4月1日から、遡って適用するものでございます。

附則第3項は、給与の内払について定めたもの、附則第4項及び第5項は、住居手当に関する経過措置で、改正後手当の支給対象とならない職員及び手当額が2,000円を超える減額となる職員について、1年間の経過措置を設けるものです。

附則第6項は、改正条例の施行に係る委任について定めたものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（早川直久）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第26号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（早川直久）

以上をもちまして、本日の臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（宮島壽男）

議長のお許しを得ましたので、第5回臨時会の閉会にあたりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。今後とも、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。最後になりましたが、寒さも厳しくなっておりますので、議員各位の皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛をいただき、良き新しい年を迎えいただきますことをご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の御挨拶に代えさせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（早川直久）

以上をもちまして、令和元年第5回西知多医療厚生組合議会臨時会を閉会いたします。終始、御協力ありがとうございました。

（12月23日 午後1時45分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年（2019年）12月23日

西知多医療厚生組合議会 議長 早川直久

7番署名議員 井上純一

9番署名議員 泉清秀